2　前項の規定の適用については、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した同項の組合（以下この項において「委託した組合」という。）が共同事業組合である場合において、他の委託した組合（次に掲げるものに限る。）があるときは、これらの者は当該共同事業組合と同一の者とみなす。

一　当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担する責任共同事業組合

二　他の共同事業組合（前号の責任共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担するものに限る。）

（共済代理店の業務に関する帳簿書類の保存）

第二十二条の三　共済代理店（準用保険業法第三百三条に規定する共済代理店をいう。次条及び第二十二条の五において同じ。）は、共済契約の締結の日から五年間、当該共済契約に係る準用保険業法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

（共済代理店が備え置かなければならない帳簿書類）

第二十二条の四　準用保険業法第三百三条に規定する農林水産省令で定める事項は、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合ごとに、次に掲げる事項とする。

一　共済契約の締結の年月日

二　共済契約の引受けを行う組合の名称

三　共済契約に係る共済掛金

四　共済契約の締結の代理又は媒介に関して当該共済代理店が受けた手数料、報酬その他の対価の額

第二十二条の二十八を第二十二条の三十七とする。

第二十二条の二十七第一号中「第二十二条第一号から第十号まで」を「第二十二条各号」に改め、同条を第二十二条の三十六とし、第二十二条の二十六を第二十二条の三十五とする。

第二十二条の二十五第二項中「第一条の十二」を「第十二条」に、「第二十二条の六」を「第二十二条の九」に改め、同条を第二十二条の三十四とし、第二十二条の二十四を第二十二条の三十三とする。

第二十二条の二十三第二号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十九第一項」に改め、同条第十二号イ中「（法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百四条第一項第二号ホにおいて同じ。）」を削り、「第十一条の十二の二第一項第一号」を「第十一条の三十第一項第一号」に改め、「（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ及び第二百四条第一項において同じ。）」を削り、同号ロ中「第十一条の十二の二第一項第二号」を「第十一条の三十第一項第二号」に改め、「（同条第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第二百四条第一項において同じ。）」及び「（法第十一条の十二の二第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第二百四条第一項において同じ。）」を削り、同条を第二十二条の三十二とする。

第二十二条の二十二第二項中「第二十二条の十七第二項」を「第二十二条の二十五第二項」に改め、同条を第二十二条の三十一とする。

第二十二条の二十一第二項中「第一条の十二」を「第十二条」に、「第二十二条の六」を「第二十二条の九」に改め、同条を第二十二条の三十とする。

第二十二条の二十第二項中「第二十二条の二十三第八号」を「第二十二条の三十二第八号」に改め、同条第三項中「第二十二条の二十三第一号」を「第二十二条の三十二第一号」に改め、同条を第二十二条の二十八とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供）

第二十二条の二十九　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一　特定共済契約の締結に関し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

二　特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあっては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

三　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ　特別勘定に属する資産（以下この号及び第七号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ　資産の運用方針

ハ　資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

四　共済金等の額を外国通貨をもって表示する特定共済契約（事業者を共済契約者とするものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う場合にあっては、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、当該特定共済契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

五　共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、特定共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した特定共済契約を取り扱う場合にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

六　既に締結されている共済契約（特定共済契約を含む。以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する特定共済契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する特定共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ　共済約款及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間及び共済掛金

ロ　既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他特定共済契約に関する重要な事項

ハ　既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

七　特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面の交付

2　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号及び第七号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3　法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる第二十一条の二第四項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た組合は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条の十九を第二十二条の二十七とする。